

新宿区立四谷小学校 PTA 規約

2018/12/1

第1章 名称および所在地

第1条 本会は、新宿区立四谷小学校 PTA と称し、新宿区立四谷小学校(以下四谷小学校)内におく。

所在地：東京都新宿区四谷 2-6

第2章 目的および活動

第2条 本会の活動目的

会員が互いに協力し、家庭・学校・社会において、子ども達の健全な成長と幸福をはかることを目的とする

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 会員が互いにの教養を高め、教育に対する理解を深める。
- (2) 学校と家庭、地域社会との緊密な連絡を取り、健全な成長環境を整える
- (3) 会員の健康増進をはかり、親睦を深める。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 本会は次の方針に従って運営する。

- (1) 会員の総意によって民主的に運営し、自主団体として他から干渉を受けない。
- (2) 主旨を同じくする他の団体および機関と協力する。
- (3) 政治的・宗教的に中立な立場を遵守し、営利行為を行わない。
- (4) 本会、または、本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本会は、学校の諸問題について意見をするが、学校の管理や教職員の人事に干渉しない。
- (6) 個人情報について、別途定める「新宿区立四谷小学校 PTA 個人情報保護方針」に基づき、責任をもって管理する。

第4章 会員

第5条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、または、これに代り児童を養育するもの(以下保護者という)
- (2) 本校に勤務する教職員(以下教員という)

第6条 入会及び退会については以下のとおりとする。

- (1) 本校 PTA へは入会届の提出をもって入会したものとみなす。
 - (2) 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
 - (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、退会届の提出、または、所定の退会手続きをもって本校 PTA を退会できる。
-

第5章 役員

第7条 本会の役員は、会員の中から選出され、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名 保護者
- (2) 副会長 3 名 副校長、保護者 2 名（3 名の増員を認める）
- (3) 会計 2 名 保護者 2 名（1 名の増員を認める）
- (4) 庶務 2 名 保護者 2 名（1 名の増員を認める）

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

役員の任期満了後も、後任者の就任までは任務を負うものとする。

補充の場合は、運営委員会の承認を得るものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、職務を代行する。
- (3) 会計は会費の集金を行い、本会の会計事務を管理、報告をする。
- (4) 庶務は一般事務を処理する。

第6章 会計監査委員

第10条 本会の会計を監査するため、会員の中より会計監査委員2名をおく。

第11条 会計監査委員の任期は1年とする。

第12条 会計監査委員は、本会の会計について随時監査し、その結果を総会に報告する。

第7章 役員および会計監査委員の選出方法

第13条 本会の役員および会計監査委員は、次の方法により選出する。

- (1) 役員および会計監査委員は、役員選考委員会において候補者を選考し、総会にて承認する。
- (2) 役員選考委員会は全学級の学級代表委員で構成し、互選により、委員長、副委員長を選出し運営にあたる。
- (3) 役員選考委員会は、選考が終了したら運営委員会で承認を得て、直ちにその任を解く。

第8章 会議

第14条 本会の会議は、次のとおりとする。（活動内容は細則に記載する。）

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 運営委員会 (4) 専門委員会 (5) 特別委員会
- (6) 学級代表委員会 (7) 学級集会 (8) 学年集会

第15条 これらの会議は、本会の目的や方針に基づいて活動と運営にあたる。

第16条 これらの会議は、定足数を会員の過半数とし、出席者の過半数をもって議決する。

第9章 総会

第17条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。

第18条 総会は、次のことを審議決定する。

- (1) 新役員および会計監査委員候補の報告と承認
- (2) 前年度決算および新年度予算の承認

(3) 各専門委員会の事業報告と事業計画

(4) その他重要事項

第 19 条 総会は、年度初めに開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 20 条 臨時総会は、運営委員会、または会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 21 条 臨時総会は、出席による手間を省くとともに、委任状ではなく全会員の意思を反映させ合理的かつ民主的な議決権の行使のために、書面決議によって代えることができる(署名総会)

第 10 章 役員会

第 22 条 役員会は本会の役員及び校長、副校長をもって構成され、本会の運営上必要な企画を行い、運営委員会に提案する他、総会・運営委員会で決定された事項および緊急事項を処理する。

第 23 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第 11 章 運営委員会

第 24 条 運営委員会は、本会の役員・専門委員会の委員長および学級代表とで構成する。

第 25 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて会長がこれを招集する。

第 26 条 運営委員会は、次の事柄を審議決定する。

- (1) 総会に提案する議案の作成と総会で議決された事項の執行
- (2) 事業計画の執行について役員会より提案された事項
- (3) 各専門委員会の事業計画
- (4) 予算案および決算
- (5) 特別委員会の設置
- (6) その他、緊急事項の処理

第 12 章 学級代表委員会

第 27 条 学級代表委員会は、各学級より選出された学級代表で構成し、互選により委員長、副委員長を選出する。

第 28 条 学級代表委員会の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

第 29 条 各学級代表の提案・報告事項をまとめ、運営委員会に提出する。

第 30 条 学級代表委員会は必要に応じて委員長が招集する。

第 13 章 専門委員会および特別委員会

第 31 条 本会の活動を充実させるために、次の専門委員会をおく。活動内容は細則に定める。

- (1) 文化委員会 (2) スポーツ委員会 (3) 広報委員会 (4) 校外生活委員会

第 32 条 各専門委員会は、各学年より選出された委員によって構成する。

第 33 条 各専門委員会は、委員の中から互選によって、委員長、副委員長選出し、その運営に当たる。

第 34 条 各専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第 35 条 各専門委員会の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 36 条 各専門委員会は、事業計画を作成し、運営委員会および役員会に提出しなければならない。

第 37 条 本会は必要に応じ、総会または運営委員会の決議を経て特別委員会を設けることができる。

第 38 条 特別委員会の委員は、運営委員会の議決を経て、その都度決める。

第 39 条 特別委員会は、構成する委員の中から互選によって委員長、副委員長を選出して運営にあたり、その任務が完了したとき、ただちに解散する。

第 14 章 学級集会および学年集会

第 40 条 学級集会は、その学級ごとの会員によって構成され、会員の互選によって学級代表および各専門委員会委員を選出する。

第 41 条 学級代表は、学級集会で決定した事項を学級代表委員会に報告し、運営委員会に提案もしくは発表する。

第 42 条 学級代表および各専門委員会委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

第 43 条 学級集会は、必要に応じて学級代表および各専門委員会委員が招集することもできる。

第 44 条 学年集会は、その学年ごとの会員によって構成し、必要に応じ、各学級の学級代表が話し合って招集することもできる。

第 15 章 会計

第 45 条 本会の経費は、会費その他の収入で支弁する。

第 46 条 本会の会費は、1 世帯あたり年額 3,000 円とし、年度始めに全納するものとする。
教員の場合は 1 名あたり年額 1,500 円とし、年度始めに全納するものとする。

第 47 条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

第 48 条 本会の予算編成は役員会において行い、総会の議決・承認を得なければならない。

第 49 条 本会の決算は、会計監査委員の監査を経て、総会に報告をされ承認を得なければならない。

第 50 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 16 章 顧問および相談役

第 51 条 本会に顧問および相談役をおくことができる。

(1) 顧問には本会の会長として務めた者、本校で勇退した校長を総会の承認を得て決定する

(2) 相談役は本会の役員として 2 期以上務めた者を総会の承認を得て決定する。任期は 2 年とする。

第 52 条 顧問および相談役は、会長の諮問機関として本会の発展に協力する。

第 17 章 細則

第 53 条 本会の運営に関して必要な細則または内規は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第 54 条 運営委員会は、細則または内規を制定し、または改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 18 章 付則

第 55 条 本会の規約は総会の議決を得なければ改正することができない。

第 56 条 本会は平成 19 年 4 月 12 日に発足し、同日より本規約を施行する。

以上

細 則 (平成 19 年 4 月 12 日より施行)

第 1 章 専門委員会および学級代表委員会に関する事項

第 1 条 文化委員会は文化的・教育的な教養向上に関する活動を行う。

第 2 条 スポーツ委員会は、健康・体力向上に関する企画・運営を行う。

第 3 条 校外生活委員会は、地域環境をより教育的に改善し、安全・安心を守る活動を行う。

第 4 条 広報委員会は、会員意識を高める活動、活動状況の周知徹底などの活動を行う。

第 5 条 学級代表委員会は、各学年学級相互の連絡と運営にあたる。

第 2 章 役員選考委員の選出、並びに役員・会計監査委員の選出方法について

第 6 条 役員選考委員会は全学級の学級代表委員で構成し、互選により、委員長 1 名、副委員長 1 名を選出し、この会の運営にあたる

第 7 条 役員および会計監査委員候補の選出方法、定員については次のようにする。

- (1) 役員選考委員会は・会員の中から、まず会長を選出し、本人の承諾を取付けて決定する。
- (2) 役員選考委員会は会長人事の決定後、役員人事を新会長の意向を受け選出する。新会長は選考委員会の意向に従うこととする。
- (3) 役員選考委員会の協議により副会長、会計、庶務の増員を認める。

第 3 章 会員の親睦・活動の支援について

第 8 条 教員の転任、退職について

教員の転任、退職時に記念品を贈るものとする。

但し、記念品は 2,000 円を越えないものとする。

退職の場合には、役員会で協議の上別途に定めるものとする。

第 9 条 PTA 運動部・サークル活動支援について

- (1) 会員の教養の向上および相互の親睦のため、PTA 運動部・サークルを設立することができる。
- (2) PTA 運動部・サークルには必要に応じて支援する。
- (3) PTA 運動部・サークルの活動は、学校活動を妨げてはならない。

第 10 条 四谷小学校同窓会

別紙の設立趣意書に基づき同窓会規約を定める。

以上